

令和6年度

持続可能な地域コミュニティ発展交付金

(通称：SDGs 交付金)

ガイドライン

令和6年4月

橋本市総合政策部地域振興室

TEL:0736-33-7117

FAX:0736-33-1665

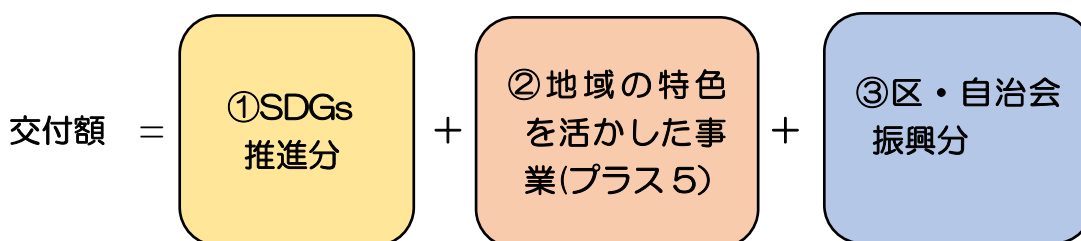
## <目次>

1. 持続可能な地域コミュニティ発展交付金とは	・・・ P2
2. 交付金の額の算出について	・・・ P2 ~ P3
3. 交付金の算定（例）	・・・ P4
4. 事務手続きの流れ	・・・ P5 ~ P6
5. Q&A	・・・ P7 ~ P12
• 事前申請書 様式	・・・ P13
• 交付申請書 様式	・・・ P14
• 事前決定通知書 様式	・・・ P15
• 交付決定通知書 様式	・・・ P16
• 交付請求書 様式	・・・ P17
• 防犯灯増減補助資料	・・・ P18
• 収支決算書 参考	・・・ P19

## 1. 持続可能な地域コミュニティ発展交付金とは

橋本市では、地縁組織である区・自治会が、身近な地域課題を自主的に解決し、また自らの創意工夫により、持続可能でより良い地域社会の実現に資するために行う活動を支援し、住民自治の振興及び市民協働によるまちづくりを推進することを目的として、持続可能な地域コミュニティ発展交付金（通称：SDGs（エス・ディー・ジーズ）交付金）を創設しました。昨今は、自然災害が増加しており、地域のつながり、地域の絆が今後ますます重要となってきます。区・自治会で様々なアイデアを出していただき、誰一人取り残さない社会・持続可能な地域コミュニティとなるよう、地域での活動に、このSDGs交付金を活用してください。

## 2. 交付金の額の算出について



### 計算方法

① SDGs推進分	世帯数×500円＋75歳以上の方×1,000円
-----------	-------------------------

② 地域の特色を活かした事業(プラス5)	自主防犯活動・交流イベント・デジタル化推進・事務改善を実施している区・自治会 1事業につき50,000円
----------------------	--

※②を申請する区・自治会は、事前申請が必要となります。

③ 区・自治会振興分	行政事務 (これまでの行政事務委託料分)	均等割	249世帯以下	22,000円
		世帯割	250世帯から499世帯まで	34,000円
500世帯から749世帯まで	45,000円			
750世帯から999世帯まで	56,000円			
1,000世帯以上	67,000円			
世帯数 × 1,100円				
防犯灯 (これまでの防犯灯電気料金補助金分)	区・自治会が維持管理する防犯灯電気料金の一部支援			
	10ワット防犯灯		700円/灯	
	20ワット防犯灯		1,000円/灯	
	上記以外の防犯灯		1,400円/灯	

③ 区 ・ 自 治 会 振 興 分	集会所管理運営  (これまでの集会所管理 運営補助金分)	100世帯まで	6万円以内
		101世帯から200世帯まで	7万円以内
		201世帯から300世帯まで	8万円以内
		301世帯から400世帯まで	9万円以内
		401世帯から500世帯まで	10万円以内
		501世帯から600世帯まで	11万円以内
		601世帯から700世帯まで	12万円以内
		701世帯から800世帯まで	13万円以内
		801世帯から900世帯まで	14万円以内
		901世帯から1,000世帯まで	15万円以内
		1,001世帯から1,100世帯まで	16万円以内
		1,101世帯から1,200世帯まで	17万円以内
		1,201世帯から1,300世帯まで	18万円以内
		1,301世帯から1,400世帯まで	19万円以内
		1,401世帯から1,500世帯まで	20万円以内
		1,501世帯以上	21万円以内

### 3. 交付金の算定（例）

- 世帯数（配布世帯数）：270 世帯
- 満 75 歳以上の方：50 名
- 区・自治会で自主防犯活動を実施している
- 10ワット防犯灯：50灯 20ワット防犯灯：10灯 その他防犯灯：2灯

	区 分	積算内訳	算出額
①SDGs 推進分	世帯割	( 500 円) × 世帯数( <u>270</u> 世帯)	135,000 円
	満 75 歳以上人口	(1,000 円) × ( <u>50</u> 人)	50,000 円
	小計 (A)		<b>185,000 円</b>
②地域の特色を活かした事業 (プラス5)	自主防犯活動	○ (50,000 円)	50,000 円
	交流イベント	(50,000 円)	円
	デジタル化推進	(50,000 円)	円
	事務改善	(50,000 円)	円
	小計 (B)		<b>50,000 円</b>
③区・自治会振興分	行政事務	均等割 <b>※区分表より</b>	34,000 円
		世帯割 (1,100 円) × 世帯数( <u>270</u> 世帯)	297,000 円
	防犯灯		
	10W 防犯灯	( 700 円) × 灯 数( <u>50</u> 灯)	35,000 円
	20W 防犯灯	(1,000 円) × 灯 数( <u>10</u> 灯)	10,000 円
	その他防犯灯	(1,400 円) × 灯 数( <u>2</u> 灯)	2,800 円
	集会所管理運営	<b>※区分表より</b>	<b>80,000 円</b>
小計 (C)		<b>458,800 円</b>	

この団体（区・自治会）の場合、交付額は

① SDGs 推進分	185,000 円
② 地域の特色を活かした事業（プラス5）	50,000 円
③ 区・自治会振興分	458,800 円
合計（①+②+③）	<b>693,800 円</b> となります。

#### 4. 事務手続きの流れ

SDGs 交付金の申請手続きは

**①②④⑤**(プラス5を申請する場合は**①**~**⑤**) のみです。

令和6年度の

手続きは、**地域振興室** となります。 ☎ 33 - 7117

令和6年 3月~	(区・自治会⇒市) 届出書類の提出
	<b>① 令和6年度世帯数等報告書</b> 提出期限：令和6年3月8日(金)
	<b>② 区・自治会役員変更届及び告示事項変更届出書</b> ※新区・自治会長が決まり次第提出。変更が無い場合は提出不要

(プラス5を申請する場合のみ)

令和6年 4月	(区・自治会⇒市) 届出書類の提出
	<b>③ 令和6年度持続可能な地域コミュニティ発展交付金事前申請書</b> 様式第1号の1 ☞ 13ページ参照 必要事項をご記入のうえ、地域振興室まで提出をお願いします。 提出期限：令和6年5月15日(水)
	(必要となる添付資料) プラス5の事業内容が確認できる書類

(プラス5を申請する場合のみ)

令和6年 5月	(市⇒区・自治会)
	<b>令和6年度持続可能な地域コミュニティ発展交付金事前決定通知書</b> 様式第2号の1 ☞ 15ページ参照 ※区・自治会で保存してください

令和6年 6月	<p>(区・自治会⇒市) 届出書類の提出</p> <p><b>④ 令和6年度持続可能な地域コミュニティ発展交付金申請書</b> 様式第1号の2 ☞ 14ページ参照</p> <p><b>⑤ 令和6年度持続可能な地域コミュニティ発展交付金請求書</b> 様式第3号 ☞ 17ページ参照 (日付は空白としてください)</p> <p>必要事項をご記入のうえ、地域振興室まで提出をお願いします。 提出期限：令和6年6月28日(金)</p> <p>(必要となる添付資料)</p> <p><b>【1】 基準月(4月)の防犯灯電気料金請求内訳書及び防犯灯電気料金領収書(ただし、2年目以降の申請で、区で灯数の把握ができる書類を5年間保管する場合は提出不要です。)</b></p> <p><b>【2】 貴団体の決算報告書(別添SDGs交付金収支決算書で代用可)</b></p> <p><b>【3】 振込口座の通帳写し</b> ※前年度SDGs交付金の振込口座から変更がある場合のみ必要となります。振込先が変更になった団体については、振込口座情報(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義等)がわかる通帳写しを提出してください。</p>
令和6年 7月	<p>(市⇒区・自治会)</p> <p><b>令和6年度持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付決定通知書</b> 様式第2号の2 ☞ 16ページ参照</p> <p>※区・自治会で保存してください</p>
令和6年 8月	<p>(市⇒区・自治会)</p> <p><b>SDGs交付金の振り込み</b></p> <p>※あらかじめ指定のあった口座に振り込みます。</p>

- ※1 ①～⑤(③を除く)の書類は、あらかじめ地域振興室よりお渡しします。
- ※2 ③はプラス5を申請する団体のみお渡ししますので、地域振興室までご連絡ください。

## 5. Q & A

### 1. 令和5年度の補助金等と比較して、変わった点はどこですか。

⇒ その1

橋本市地区集会所建設及び管理運営補助金交付要綱に基づき区・自治会に交付していた集会所管理運営補助金をSDGs交付金に組み込み、従来の補助金では必要であった実績報告書の提出を不要とし、区・自治会の事務の簡素化を図ります。

⇒ その2

令和6年度から地域の特色を活かした事業（プラス5）を新設します。

プラス5は、区・自治会で独自に取り組んでいる地域活動（自主防犯活動、交流イベント、デジタル化推進、事務改善）に対して、従来のSDGs交付金に1事業につき5万円を上乗せする事業です。

具体的には、自主防犯パトロールやそれに伴う啓発活動、区・自治会が主催するサロン活動、三世代交流活動、夏祭りなどの地域住民の交流にかかる活動、区・自治会独自のホームページの開設・運営、加入促進チラシ・外国人向けチラシの作成・配布、区・自治会の業務の見直しにかかる活動等です。

ただし、親睦会等の飲食代、電化製品等備品の購入には使用することは出来ません。

なお、国や県、市や市の外郭団体から補助金を受けている事業は、プラス5の対象になりません。



## 2. なぜ通称「SDGs交付金」なのですか？

⇒ まず、「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」とは2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されたものです。



17のゴール

1.	貧困をなくそう
2.	飢餓をゼロに
3.	すべての人に健康と福祉を
4.	質の高い教育をみんなに
5.	ジェンダー平等を実現しよう
6.	安全な水とトイレを世界中に
7.	エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8.	働きがいも経済成長も
9.	産業と技術革新の基盤をつくろう
10.	人や国の不平等をなくそう
11.	住み続けられるまちづくりを
12.	つくる責任つかう責任
13.	気候変動に具体的な対策を
14.	海の豊かさを守ろう
15.	陸の豊かさも守ろう
16.	平和と公正をすべての人に
17.	パートナーシップで目標を達成しよう

ここでは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、このSDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

そこから、橋本市における地域コミュニティを考えたとき、区・自治会活動が、少なからず、このSDGsに掲げる目標に当てはまることがわかりました。

特に、「誰一人取り残さない」というSDGsの考え方は、地方自治の住民の福祉の増進と合致するものです。区・自治会の活動は、地域住民全員のために行う活動であり、その点でSDGsの考え方も合致していると言えます。区・自治会の活動を、継続して共に育てていきたいという思いから、この交付金を、通称「SDGs交付金」と名づけました。

### **3. 交付金が交付される「対象団体」の要件はありますか。**

⇒ SDGs交付金の交付対象となる団体は、行政連絡事務事業（各種行政情報の伝達、各種委員の推薦その他行政との連携に関する事務をいう。）を行う市内の区・自治会です。【 市へ世帯数等報告書を提出している団体 】

区域が重複する複数の対象団体がある場合は、原則としてそのいずれか1団体のみとなります。

### **4. 交付金の申請から交付までのスケジュールはどのようになりますか？**

⇒ 各区・自治会から6月に申請書と請求書を提出していただき、8月に交付金を交付します。ただし、プラス5を申請する区・自治会は、5月15日までに事前申請書を提出していただきます。 詳しくは ☞ 5、6ページ

### **5. 交付金はどのような活動に使ったらいいですか？**

⇒ 交付金のうち、SDGs推進分については取り組みの用途は定めていません。SDGsの17の目標に適した取り組みを、区・自治会でアイデアを出して行ってください。

これまでの、「生ごみ堆肥化・減量化」「敬老会事業」についても、このSDGsの目標に合致したのと言えますので、継続するのも可能ですし、取り組み方を工夫して内容を変更することも可能です。地域にあった取り組みとしてください。

また、これまでの取り組みに関わらず、区・自治会のみなさんの創意工夫により、持続可能でより良い地域社会となる活動のために使ってください。

☞ 例 10、11ページ

## SDGs 参考となる活動（その1）



### 「生ごみ堆肥化・減量化」、「環境美化」に関する活動

SDGsの「住み続けられるまちづくりを」、「つくる責任 つかう責任」などの目標を達成するための活動が想定されます。お住いの地区ごとの課題に応じた活動に取り組んでいただければ幸いです。その上で活動の一例を示します。

- 環境の保全及び地域の美化に関する活動
  - ・区域内の道路や側溝、堤防沿いなどの一斉清掃や植栽樹木等の保全活動
  - ・ポイ捨てや犬の糞の処理など、マナーの向上の呼びかけや区域内の美観保持のためのボランティア清掃の呼びかけ及び啓発看板等予防のための活動。
- ごみの分別、3Rの推進に関する活動
  - ・環境に配慮したリデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進
  - ・埋立ごみのリユース・リサイクルのための陶磁器リサイクル交換会等の実施
  - ・可燃ごみの約5割をしめる生ごみの堆肥化等によるごみの減量化推進
  - ・花と緑のリサイクル事業など堆肥化した生ごみ等の活用推進
- ごみの拠点収集、集団回収等の推進活動
- その他
  - ・時勢に応じた環境美化に関する活動
  - ・食品ロス削減のための呼びかけなど、その区域に応じた環境美化活動

その他「環境美化に関する活動・取り組み」については  
生活環境課 ☎ 33-3702 まで ご相談ください。

## SDGs 参考となる活動（その2）



### 「高齢者支援」、「敬老会」に関する活動

「誰一人取り残さない」という SDGs の観点から、高齢者のために細やかな視点から創意工夫していただくことが想定されます。

これまでの、敬老会事業の取り組みがあげられますが、敬老会や催し等を必ずしなければいけないということはありません。

その上で、一例を示すと次のような活動です。

- 介護予防を目的に定期的実施される体操、レクリエーション又はボランティア等に関する活動
- 高齢者の軽微な困りごと（電球の交換、墓掃除又はペットの世話等、公的介護保険による給付対象外サービス）を解消する活動
- 高齢者の移動支援・移送支援を補助する活動
- 敬老会事業

その他「高齢者支援に関する活動・取り組み」については  
いきいき健康課 ☎ 33 - 3705 まで ご相談ください。

## **6. 使いきれなかった交付金は返還しなければいけませんか？**

⇒ 基本的に返還する必要はありません。

余剰金が発生した場合は、次年度に繰越して活用していただくことも可能です。

## **7. ゴミ出しについて、週1回を、週2回にするために使っていいですか？**

⇒ 市としては、収集機会を週2回に増やすのではなく、ごみの減量化の取り組みに交付金を活用していただきたいと考えています。そのための創意工夫につきましては、生活環境課までご相談ください。

## **8. サロン事業に使っていいですか？**

⇒ サロン事業には別に補助金があります。サロン事業に取り組む中で、区・自治会の負担分が生じるのであれば、そこに使っていただくことも可能です。

これと同様に、集会所の管理運営などの他に、補助金がある事業についても、区・自治会の負担分に充当することも可能です。

(あて先) 橋本市長

地縁組織名  
 代表者住所  
 代表者氏名

年度 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金事前申請書

年度橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金(通称：SDGs 交付金)のうち、地域の特色を活かした事業(プラス 5)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付金申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 積算

	区 分	積算内訳	算出額
地域の特色を活かした事業 (プラス 5)	自主防犯活動	(50,000 円)	円
	交流イベント	(50,000 円)	円
	デジタル化推進	(50,000 円)	円
	事務改善	(50,000 円)	円
	計		

3 添付書類

- (1) 上記区分の事業内容が確認できる書類
- (2) その他必要と認められる書類

様式第 1 号の 2(第 8 条関係)

年 月 日

(あて先) 橋本市長

地縁組織名  
 代表者住所  
 代表者氏名

年度 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付申請書

年度橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金(通称：SDGs 交付金)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付金申請額 \_\_\_\_\_ 円 (A)+(B)+(C)

2 積算

	区 分	積算内訳	算出額
SDGs 推進分	世帯割	( 500 円) × 世帯数( 世帯)	円
	満 75 歳以上人口	(1,000 円) × ( 人)	円
	小計 (A)		円
地域の特色を 活かした事業 (プラス 5)	自主防犯活動	(50,000 円)	円
	交流イベント	(50,000 円)	円
	デジタル化推進	(50,000 円)	円
	事務改善	(50,000 円)	円
	小計 (B)		円
区・自治会振 興分	行政事務	均等割	円
		世帯割 (1,100 円) × 世帯数( 世帯)	円
	防犯灯		
	1 OW 防犯灯	( 700 円) × 灯 数( 灯)	円
	2 OW 防犯灯	(1,000 円) × 灯 数( 灯)	円
	その他防犯灯	(1,400 円) × 灯 数( 灯)	円
	集会所管理運営		円
	小計 (C)		円

様式第2号の1(第7条関係)

年度 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金事前決定通知書

第 号  
年 月 日

様

橋本市長

年 月 日付けで申請のあった橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金事前申請書について、次のとおり決定したので、橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

事前決定金額 \_\_\_\_\_ 円

	区 分	決定金額
地域の特色を活かした事業 (プラス5)	自主防犯活動	円
	交流イベント	円
	デジタル化推進	円
	事務改善	円
	計	円



様式第 2 号の 2(第 9 条関係)

年度 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

橋本市長

年 月 日付けで申請のあった橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金について、次のとおり決定したので、橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円 (A) + (B) + (C)

	区 分	積算内訳	算出額
SDGs 推進分	世帯割	( 500 円) × 世帯数( 世帯)	円
	満 75 歳以上人口	(1,000 円) × ( 人)	円
	小計 (A)		円
地域の特色を 活かした事業 (プラス 5)	自主防犯活動	(50,000 円)	円
	交流イベント	(50,000 円)	円
	デジタル化推進	(50,000 円)	円
	事務改善	(50,000 円)	円
	小計 (B)		円
区・自治会振 興分	行政事務	均等割	円
		世帯割 (1,100 円) × 世帯数( 世帯)	円
	防犯灯		
	1 OW 防犯灯	( 700 円) × 灯 数( 灯)	円
	2 OW 防犯灯	(1,000 円) × 灯 数( 灯)	円
	その他防犯灯	(1,400 円) × 灯 数( 灯)	円
	集会所管理運営		円
	小計 (C)		円

年度 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付請求書

(あて先) 橋本市長

地縁組織名  
 代表者住所  
 代表者氏名  
 連絡先

橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付要綱第10条の規定により、橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金を請求します。

記

交付請求額	円			
振 込 先	金融機関名			
	支店名			
	<input type="checkbox"/> 座番号	普通・当座	番号	
	フリガナ			
	<input type="checkbox"/> 座名義			

令和 年度 橋本市 SDGs 交付金交付申請防犯灯数増減補助資料

地縁組織名

1.令和 年度 SDGs 補助金防犯灯申請実績

1 OW 防犯灯	灯 数( 灯)
2 OW 防犯灯	灯 数( 灯)
その他防犯灯	灯 数( 灯)

2.令和 年度防犯灯増減（新規設置、廃止等）

1 OW 防犯灯	増数( 灯) 、減数 ( 灯)
2 OW 防犯灯	増数( 灯) 、減数 ( 灯)
その他防犯灯	増数( 灯) 、減数 ( 灯)

3.令和 年度 SDGs 補助金防犯灯申請数

1 OW 防犯灯	灯 数( 灯)
2 OW 防犯灯	灯 数( 灯)
その他防犯灯	灯 数( 灯)

### SDGs 交付金に対する収支決算書

[ 収 入 ]

(単位：円)

収 入 科 目	収 入 額	備 考
SDGs 交付金 (SDGs 推進分)		
収 入 合 計		

[ 支 出 ]

(単位：円)

支 出 科 目	支 出 額	備 考
支 出 合 計		